

POMONA membership farm

野菜作り会員入会申込書

(必要事項を記入の上、最終頁に会員規約への同意のサインをして提出してください)

申込日： 年 月 日

フリガナ 代表者お名前 (法人名)	性別： 男 ・ 女	
	生年月日 年 月 日	
会員の種類	・ 個人 ・ 法人	
お申し込みメニュー (スタンダード、ミ ディウム、ハーフ)		
希望する区画位置 (第 2 希望まで)	第 1 希望：	第 2 希望：
ご住所 (本社所在地)	〒	
e-mail (農園からの連絡が 送られます。複数記 入可)	携帯電話アドレスの場合、迷惑メール設定をご確認ください	
ご連絡先電話番号		
申し込み区画数	区画 (最大同時利用人数： 人)	
会員登録される方 のお名前 ※個人会員の方は2親等以 内のご家族の方のみ会員 登録いただけます) ※法人会員の場合は記入 不要です	1	5
	2	6
	3	7
	4	8
お申込キャンペーン 割引	☐ スタンダード/継続 12 月末までのお申込み：5,500 円引き ☐ ミディウム/継続 12 月末までのお申込み：800 円引き ☐ ハーフコース/継続 12 月末までのお申込み：500 円引き	
<会員資格に関する補足事項> 会員期間は 4 月から翌年 1 月までの 10 ヶ月間です。 個人で会員登録される場合、会員登録ができるのは申込者のご家族に限ります。上記会員登録される方のお名前のない方が来園された場合は入園料が発生します。 法人契約の場合、最大同時利用人数を契約区画数×6 人で計算いたします。これを越した場合は入園料がかかります。		

POMONA membership farm 会員規約

第 1 条 総則

本規約は、POMONA membership farm(以下「当農場」という)が、会員に提供するサービス(以下「本サービス」)について必要事項を定めるものである。

第 2 条 名称と所在地

当農場の名称は POMONA membership farm (和名：会員制農場がモナ)と称し、当農場の所在地は東京都小金井市関野町 2-4-3 に置く。

第 3 条 目的

当農場は、都市に住みながら自分の畑をもち、仲間や家族と楽しみながら、食べ物が育っている環境を見て、自然を感じ、新鮮な野菜を食べるというバランスのとれた生活スタイルを提供することを目的とします。

第 4 条 会員の資格

当農場目的や趣旨を理解し賛同いただける方、そして農園の管理運営に関する規則などを遵守できる方のみに会員資格を提供しています。

第 5 条 入会手続き

1、入会申込手続き

当農場所定の方法と書類による申込をしていただきます。当農場では、入会申込をされた方に対し必要な審査・手続き等を経た後、これを承諾します。当農場がこの承諾を行った時点で契約が成立したものとします。個人でお申込みの場合、申し込み者の住所を証明できるもの（免許証等）、法人でお申込みの場合は法人登記簿謄本を提出していただきます。

但し、申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、入会を承諾しないことがあります。

- ① 申込者が実在しないこと。
- ② 会員規約の違反等により、強制退会処分もしくは入会申込の不承諾を受けたことがあること。
- ③ 申込の際の申告事項に、虚偽の記載があること。
- ④ その他、会員は、会員規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者へ譲渡、売買、名義変更、質権設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

2、届出

会員は、住所、その他の届け内容に変更があった場合には、速やかに書面提出もしくは、電子メールによる届出で変更の届出をすることとします。

前項の届出がなかった会員が当農場からの連絡・通知を受領できず、不利益を被った場合、当農場は責任を負いません。

第 6 条 会員資格を有する者

1、個人申し込みの場合

個人で申込みの場合は会員登録できるものを 1 区画 8 名(申込者と二親等以内の家族 7 名)とします。申込用紙に名前の無い申込者の友人・知人が来園する場合は別途入園料が発生します。

2、法人申し込み場合

法人として申込みの場合はミディウムコース 3 区画、もしくはスタンダードコース 2 区画からの申込みとし、1 区画 6 名にて同時利用人数を計算します。同時利用人数がこの数を超える場合、別途人数に応じた入園料が発生します。

第 7 条 会員証の発行

野菜作り会員に対して会員証は 1 口につき 2 枚発行します。

野菜作り会員が来園の際は、会員証を常に携帯し、係員から要請があれば提示しなければなりません。

野菜作り会員は、第三者に会員証を貸与・譲渡できません。

第 8 条 会員の資格期限

野菜作り体験会員の資格期限は 4 月～翌年の 1 月までの 10 ヶ月間とします。会員期間途中からの入会の場合は、次の 1 月末までの期間を会員期間とします。この指定された日付以外の日に来園される場合は別途入園料が発生します。

第 9 条 営業時間および営業日

本施設の営業時間は、全日 10:00 から 17:00 迄とします。

当農場の休業日は毎週火曜日・水曜日およびお盆・年末年始とします。また、2 月 3 月は畑の土づくりのため、休園とします

第 10 条 会員資格の喪失

以下の 1 つに該当した場合は会員資格を喪失し、退会するものとします。

- ① 野菜作り会員が会費を支払わなかった場合
- ② 会員が死亡もしくは法人が解散した場合
- ③ 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為があった場合。
- ④ 当農場、法人、他の会員、もしくは第三者を誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為があった場合。
- ⑤ 当農場の利益に反する行為を行った場合。
- ⑥ 当農場施設を故意、または重大な過失により毀損した場合。
- ⑦ 当農場が認めない会員相互の団体等をつくり、もしくはその行為を会員に働きかけた場合。
- ⑧ 入会に際し、虚偽の申告、または記載等があった場合。
- ⑨ 犯罪があった場合。
- ⑩ 当農場施設内で許可なく、他組織団体への勧誘活動、営業行為を行った場合

会員資格を喪失した場合は、会員としての一切の権利を失い、本サービスの利用はできません。

当農場は、既に受領した会費その他の債務の払い戻し等は一切行いません。

第 11 条 本サービスの内容

- ① 野菜作りメニューに予め記載された野菜を各会員の契約区画毎に耕作します。
- ② 会員は契約区画内から生産される野菜を収穫できます。
- ③ 農作業は当農場の管理者が行うため、会員は農作業をしなくても野菜を収穫できます。
- ④ 会員はトイレ・シャワー・ラウンジが完備されたクラブハウスを利用することができます。
- ⑤ 収穫祭等、会員同士が交流できる各種イベントを開催します。
- ⑥ 野菜の作付をスケジュールに沿って行うため、期限内に区画内の野菜が収穫されない場合は、当農場管理者側が処分します。
- ⑦ また、天候不順等の事由により、不作又は収穫できない場合もあります。

第 12 条 利用制限、サービス提供の中断

次の各号に該当する場合、当農場は、本サービス及び諸施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは休業することができるものとします。

- ① 自然災害、その他外因の事由により災害が生じるおそれがある場合。
- ② 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。
- ③ その他、重大な事由によりやむを得ない場合。

第 13 条 会費

野菜作り体験会員の会費は以下の年額とします。

- ① 野菜作り体験スタンダードコースは、1 区画あたり、年額 140,500 円（税込）とします。
- ② 野菜作り体験ミディアムコースは 1 区画あたり、年額 98,800（税込）とします。
- ③ 野菜作り体験ハーフコースは、1 区画あたり、年額 78,500 円（税込）とします。

但し、当農場が企画する各種キャンペーンが適用される場合は、キャンペーンにて定める会費を会員費とします。

上記 会費には農地の種 苗 堆肥代、メンテナンス費、収穫物、クラブハウス使用料、入園料が含まれます。但し、会員共通区画の作物の収穫、イベントの参加費、クラブハウ斯拉ウンジの飲食物・グッズの購入費は別途負担となります。

会費は、年額一括前払いとします。

第 14 条 免責

本サービスの運営に支障がないように努めますが、区画内作物の台風・地震などの自然災害に起因する事故及び動物被害や盗難による損害については責任を負いません。また栽培の成果・収穫は各自の責任とします。

当農場では、農園・クラブハウス・駐車場を含む当農場内での事故・怪我・会員の所有物に対する損害や盗難、ならびに会員同士のトラブルに対する責任は一切負いません。会員同士のトラブルがあった場合は、第 10 条会員資格の喪失条項に適用するかどうかを判断の上、必要に応じて会員資格の取り消し処分を行います。

第 15 条 損傷

会員は自らの責に帰する事由により、本施設、貸与品等、当農場の所有物を損傷させた場合、直ちに当該損傷箇所を修復させるための必要費用を支払うものとします。

第 16 条 個人情報

お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に努めます。また、お客様より取得させていただいた個人情報は農園サービス・商品のご案内の範囲内で利用し、会員の同意を得た会社以外の第三者に提供、開示等一切いたしません。

第 17 条 本規約の変更

当農場は必要に応じて本規約を変更できるものとします。

変更の内容または変更された本規約は、当農場クラブハウス掲示板またはホームページにて通知します。

第 18 条 クーリングオフ

会員は、入会費用の振り込みを行った日から起算して 8 日以内であれば、所定の方法にて（書面の提出、電子メールによる送信）会員契約を解除することができます。

受領済みの会費は振込手数料を差し引いた額を振込にて返金いたします。

第 19 条 その他

会員と当農場との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

.....

上記 19 条からなる会員規約を理解し、同意します

年 月 日

署名

.....